

務	00	01	5年
(令和9年3月末まで保存)			

警 務 第 4 0 7 号
令 和 4 年 3 月 9 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長
(障 害 者 活 躍 推 進 者)

障害を有する職員に対するプライバシーの配慮について
見出しのことについては、下記事項を遵守し、プライバシーの配慮に努めること。
記

1 遵守事項

(1) 障害状況の確認

障害状況の確認は、障害を有する職員本人（以下「本人」という。）の同意を得て必要最小限の内容にすること。

(2) 不利益な処遇の禁止

障害状況の確認の際、本人が申告を拒んだことを理由として、本人が不利益な処遇を受けることがないようにすること。

(3) 個人情報の保護

障害状況を確認した情報の共有は、本人の同意を得て、所属内の必要最低限の職員に限定するものとし、情報の口外及び資料の複写・配布など、個人情報の保護に努めること。

(4) 風評の拡散防止

本人の能力や勤務の状況など、個々の主観による情報の口外は厳に慎み、風評の拡散防止に努めること。

2 その他

障害を有する職員が配置される所属にあつては、「障害者職員と業務を進めるに当たっての基礎知識」（令和3年11月15日付け執務資料）を活用とし、そのほか書籍・資料等により配置職員の障害に関する知識を取得するなど、障害者の活躍の推進に努めること。

担当 警務課人事採用企画官